

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	勧告に係る措置をとるべきことの命令
概要	計量法の規定により、政令で定める特定商品を計量し、販売するときは、政令で定める誤差を超えないように計量しなければならないと定めています。 また、特定商品のうち、指定された商品を密封して販売するときは、商品の内容量や販売者等の住所・氏名を正しく表記しなければなりません。 これらの規定に違反した場合、販売を行うものに対して、必要な措置をとるべきことを勧告し、また勧告に従わなかったときはその旨を公表し、さらに勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（改善命令）ができます。
根拠法令等 及び条項	・計量法第12条、第13条、第15条
処分基準	・計量法では、（特定商品の計量）、（密封をした特定商品にかかる特定物象量の表記）の規定に違反するものに対して、段階的に勧告、公表、改善命令の措置を講ずることができると定めている。 ・大阪市では、その処分基準について、大阪市計量立入検査実施要綱に定めている。 （計量法第15条〔勧告等〕） 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条（特定商品の計量）第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 ・大阪市計量立入検査実施要綱第8条（5）（経済戦略局産業振興部計量検査所窓口にて設置）
ホームページ	
備考	